

特定計量器検査手数料

区分	単位	手数料の額
1 計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査（特定計量器定期検査手数料）		
(1) 非自動はかり		
ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		
(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,400円
(イ) ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,800円
(ウ) ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,200円
(エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき	3,100円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	1個につき	250円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの		
(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	500円
(イ) ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	900円
(ウ) ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	1,500円
(エ) ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	2,100円
(オ) ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	3,800円
(カ) ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	7,000円
(キ) ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	11,000円
(ク) ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	15,400円
(ケ) ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	19,600円
(コ) ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	22,200円
(サ) ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	30,600円
(シ) ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	52,600円
(2) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個につき	10円
(3) 皮革面積計	1個につき	2,500円
2 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る計量管理方法の検査（適正計量管理事業所の指定に係る計量管理方法検査手数料）	1件につき	7,600円

備考 非自動はかりで、最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、この表に定める額の2倍の額とする。